



今月も、介護保険で利用できるサービスの概要について紹介していきます。

* 訪問リハビリテーション *

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるための主治医の指示にもとづいたり
リハビリテーション（機能訓練）を行います。

- マッサージ、運動、入浴などによる機能訓練（理学療法）
- 手芸、工芸などの手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練（作業療法） など

■ サービス費用のめやす

内 容	サービス費用	自 己 負 担
1日につき	5,500 円	550 円



理学療法士（PT）

体に障害のある人に対して、医師の指示のもと、運動療法や物理療法などを用いた機能回復訓練を行います。

作業療法士（OT）

心身に障害のある人に対して、主に手先を使う作業療法を用いて日常生活を営むための訓練を行います。

* 通所介護（デイサービス） *

デイサービスセンター（日帰り介護施設や介護老人福祉施設）などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練などが受けられます。

- 看護師や保健師などによる健康チェックや日常動作訓練
- レクリエーションなど高齢者同士の交流
- 家族に介護方法を指導する家族介護教室
- リフトバスなどによる送迎
- 入浴や食事の提供 など



■ サービス費用のめやす

内 容	要介護度	サービス費用	自 己 負 担
併設型施設利用 （6時間以上8時間未満の利用 の場合）	要支援	4,820 円	482 円
	要介護 1・2	6,140 円	614 円
	要介護 3・4・5	9,030 円	903 円

※費用は、利用する事業所、利用時間、要介護度等により異なります。

※食事、送迎、入浴の加算があります。食事代やおむつ代、娯楽にかかる費用などは別途負担となります。

○食事加算

食事提供を行っている事業所で食事提供のサービスを利用する場合は、1日につき390円（自己負担39円）を加算します。

○送迎加算

利用者の送迎サービスについては、サービス費用に含まれません。片道につき470円（自己負担47円）を加算します。

○入浴介助加算

入浴介助（入浴の際、見守りや必要に応じて介助を行う）は440円（自己負担44円）を加算、特別入浴介助加算（特別浴槽を使用して入浴を行う）は650円（自己負担65円）を加算します。

<問い合わせ先> 大崎町役場 高齢者対策課 TEL 76 - 1111（内線 131）